

別 表

＜生活介護事業 サービス利用料金＞

下記の料金表の、サービス利用料金全体額の１割が利用者負担となります。（枠内はすべて１割負担のものを記載）					
サービス提供に係る標準的な提供時間と区分による料金表					
区分	支援区分６	支援区分５	支援区分４	支援区分３	支援区分１・２
提供時間					
８時間以上 ９時間未満	1,199 円	906 円	640 円	578 円	531 円
７時間以上 ８時間未満	1,136 円	843 円	577 円	516 円	469 円
６時間以上 ７時間未満	1,106 円	822 円	562 円	503 円	458 円
５時間以上 ６時間未満	796 円	589 円	403 円	361 円	327 円
４時間以上 ５時間未満	682 円	505 円	346 円	310 円	281 円
３時間以上 ４時間未満	568 円	421 円	289 円	257 円	233 円
３時間未満	455 円	336 円	230 円	206 円	187 円

＜生活介護事業 加算内容①＞（１単位＝10.18 円）

加算内容	説明	加算に係る自己負担額
人員配置体制加算（Ⅰ） ユニットさくら・こぶし	手厚い人員配置体制（1.5：1）をとってサービスを行っている場合に、所定の単位数をご負担いただきます。	（Ⅰ）３２６円
福祉専門職配置加算（Ⅰ）（Ⅲ） ユニットさくら・こぶし ※（Ⅰ）・（Ⅲ）の条件満たしており両方加算取得。	良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、一定の条件に応じた配置をしている場合に、所定の単位数をご負担いただきます。 （Ⅰ）資格保有者が３５％以上。 （Ⅲ）常勤職員が勤続３年以上。	（Ⅰ）１５円 （Ⅲ）６円
常勤看護職員等配置加算（３） ユニットさくら・こぶし	看護職員を常勤換算で１名以上配置し、利用者の健康管理に努めている場合に、所定の単位数をご負担いただきます。	２８円
初期加算（新規利用時）	利用者が生活介護の利用を開始した日から起算して３０日以内の期間について、１日につき所定の単位数をご負担いただきます。	３０円
欠席時対応加算 （通所利用者）	当日利用を中止した際に、連絡調整等を行った場合にご負担いただきます。	９５円
リハビリテーション加算 （入所利用者） ※（Ⅰ）もしくは（Ⅱ）のどちらか条件に符合した場合。	当施設の作業療法士、看護師等が協力医療機関の医師とも連携を図り、利用者ごとのリハビリテーション計画を作成し、個別にリハビリテーションを行っている場合に、所定の単位数をご負担いただきます。	（Ⅰ）４８円 （Ⅱ）２０円

＜生活介護事業 加算内容②＞（１単位＝10.18 円）

入浴支援加算	医療的ケアが必要な者又は重症心身障害者に対して、入浴に係る支援を提供した場合、１日につき所定単位数を加算します。	８１円
重度障害者支援加算 （通所利用者）	人員配置体制加算（Ⅰ）及び常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）を算定しており、必要となる生活支援員又は看護職員の員数以上の員数を配置しているものとして、１日２人以上の重症心身障害者に対して指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定します。	５０円
利用者上限月額管理加算 （通所利用者）	事業所が利用者負担合計額の管理を行った場合にご負担いただきます。	１５２円
食事提供加算 （通所利用者）	収入が一定額以下の利用者様に対して、事業所が食事を提供した場合にご負担いただきます。	３０円
送迎加算Ⅰ （通所利用者）	ご利用された場合にご負担いただきます。	（片道）２１円
福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	基本報酬及び各加算を算定した総単位数に、１０．１％を乗じた単位数を加算した金額をご負担いただきます。	

＜施設入所支援事業 サービス利用料金＞

基本部分		サービス利用料金	自己負担額（１割）
施設入所支援 サービス費	支援区分 6	4, 7 2 2 円	4 7 2 円
	支援区分 5	3, 9 9 8 円	3 9 9 円
	支援区分 4	3, 2 2 3 円	3 2 2 円
	支援区分 3	2, 4 3 7 円	2 4 3 円
	支援区分 2 以下	1, 7 7 4 円	1 7 7 円

＜施設入所支援事業 加算内容＞（１単位＝10.20 円）

加算内容	説明	加算に係る自己負担額
重度障害者支援加算（Ⅰ） 1	重度の障害者が一定の人数を超えている場合に、指定基準の人員配置に加え、職員の加配を行った場合に、ご負担いただきます。	（Ⅰ） 1 2 8 円
	（Ⅰ） 2 上記 1 に加え、算定基準を満たす場合にご負担いただきます。	2 2 2 円
入所時特別支援加算	新たに利用者を受け入れた場合、入所から 3 0 日以内の期間についてご負担いただきます。	3 0 円
入院・外泊時加算（Ⅰ）	利用者が入院や居宅での外泊をされた場合等に、8 日を限度としてご負担いただきます。	3 2 6 円
入院・外泊時加算（Ⅱ）	利用者が入院・外泊時加算が算定できる 8 日を超えて入院・外泊した場合、概ね週 1 回以上の訪問等により支援を行った際にご負担いただきます。 （１日単位での算定で加算Ⅰに引き続き 8 2 日を限度とする）	1 9 4 円
入院時支援特別加算	9 0 日を超える（月 1 回を限度）入院期間が 4 日未満	5 7 2 円
入院時支援特別加算	9 0 日を超える（月 1 回を限度）入院期間が 4 日以上	1, 1 4 4 円
通院支援加算	施設に入所する方に対し通院に係る支援を実施した場合、1 月に 2 回を限度としてご負担いただきます。	1 7 円
福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	基本報酬及び加算を算定した総単位数に、1 5. 9 % を乗じた単位数を加算した金額をご負担いただきます。	

＜施設入所支援事業・生活介護事業・短期入所事業の食費・光熱水費について＞

施設入所支援 食費に係る自己負担金	1,380 円（朝 335 円、昼 620 円、夕 425 円）
光熱水費に係る自己負担金	一日 410 円（１か月 12,710 円）
生活介護（通所利用）食費に係る自己負担金（一般）	昼食 620 円
生活介護（通所利用）食費に係る自己負担金（低所得）	昼食 310 円
短期入所 食費に係る自己負担金（一般）	1,380 円（朝 335 円、昼 620 円、夕 425 円）
短期入所 食費に係る自己負担金（低所得）	740 円（朝 190 円、昼 310 円、夕 240 円）
短期入所 光熱水費に係る自己負担金	一日 410 円

※施設入所支援利用者で低所得の場合に、特定障害者特別給付費が支給対象となる場合もあります。

＜短期入所事業 サービス利用料金＞

基本部分		サービス利用料金	自己負担額（１割）
福祉短期入所 サービス費（Ⅰ） ＜単独利用＞	支援区分 6	9, 1 9 2 円	9 1 9 円
	支援区分 5	7, 8 0 8 円	7 8 0 円
	支援区分 4	6, 4 5 4 円	6 4 5 円
	支援区分 3	5, 8 0 2 円	5 8 0 円
	支援区分 1・2	5, 0 6 9 円	5 0 6 円

基本部分		サービス利用料金	自己負担額（１割）
福祉短期入所 サービス費（Ⅱ） ＜日中活動併用＞	支援区分 6	5, 9 9 6 円	5 9 9 円
	支援区分 5	5, 2 5 2 円	5 2 5 円
	支援区分 4	3, 1 6 5 円	3 1 6 円
	支援区分 3	2, 3 9 2 円	2 3 9 円
	支援区分 1・2	1, 7 2 0 円	1 7 2 円

加算内容	説明	加算に係る自己負担額
短期利用加算	サービス利用にあたってのアセスメント、環境調整等の支援をした場合、3 0 日以内の利用について、ご負担いただきます。	3 0 円
食事提供加算	収入が一定額以下の利用者様に対して、事業所が食事を提供した場合にご負担いただきます。	4 8 8 円
送迎加算	ご利用された場合にご負担いただきます。	（片道）1 8 9 円
常勤看護職員等配置加算	看護職員を常勤にて 1 名以上配置の場合	1 0 円
福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	基本報酬及び各加算を算定した総単位数に、1 5. 9 % を乗じた単位数を加算した金額をご負担いただきます。	

＜利用者負担額の軽減について＞[利用者負担に関する月額上限]

1 か月あたりのサービス利用に係る「定率負担」は、所得（世帯の収入状況）に応じて下記のとりの月額負担上限額が設定され、利用されたサービス量に関係なく、それ以上のご負担は必要ありません。

区分	世帯の収入状況	1 か月あたりの負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得 1	市町村民税非課税世帯で、サービス利用をするご本人の収入が 8 0 万円以下の方	0 円
低所得 2	市町村民税非課税世帯（1）以外の方	0 円
一般 1	市町村民税課税世帯（所得割 16 万円未満）	9, 3 0 0 円
一般 2	市町村民税課税世帯（一般 1 以外の方）	3 7, 2 0 0 円

お手持ちの障害福祉サービス受給者証に利用者負担額の上限額が記載されております。

障害者支援施設くりのみハイムでは以下の加算が適用されます。

1. 利用者全員に対する加算

【生活介護】

- ・ 人員配置体制加算 (1.5:1) (I) (ユニットこぶし・さくら)
- ・ 福祉専門職員配置等加算 (I) (Ⅲ) (ユニットこぶし・さくら)
- ・ 常勤看護職員等配置加算 (3) (ユニットこぶし・さくら)
- ・ 福祉・介護職員等処遇改善加算 (I) (ユニットこぶし・さくら) 総単位×10.1%

【施設入所支援】

- ・ 重度障害者支援加算 (I 1) (I 2)
- ・ 福祉・介護職員等処遇改善加算 (I) 総単位×15.9%

【短期入所】

- ・ 常勤看護職員等配置加算
- ・ 福祉・介護職員等処遇改善加算 (I) 総単位×15.9%

2. 利用の条件に応じて個別に適用される加算

【生活介護】

- ・ 初期加算 (通所利用者)
- ・ 欠席時対応加算 (通所利用者)
- ・ リハビリテーション加算 (Ⅰ)・(Ⅱ) (入所利用者)
- ・ 利用者負担上限額管理加算 (通所利用者)
- ・ 食事提供体制加算 (通所利用者)
- ・ 送迎加算 (通所利用者)
- ・ 入浴支援加算 (入所・通所利用者)
- ・ 重度障害者支援加算 (Ⅰ) (通所利用者)

【施設入所支援】

- ・ 入所時特別支援加算
- ・ 入院・外泊支援加算 (Ⅰ)
- ・ 入院・外泊支援加算 (Ⅱ)
- ・ 入院時支援特別加算
- ・ 通院支援加算

【短期入所】

- ・ 短期利用加算
- ・ 食事提供体制加算
- ・ 送迎加算
- ・ 重度障害者支援加算
- ・ 重度障害者対応支援加算
- ・ 重度障害児・者対応支援加算
- ・ 医療的ケア対応支援加算

